

久企第264号

令和3年7月13日

久喜市行政改革推進委員会委員長 様

久喜市長 梅田 修



第2次久喜市行政改革大綱に基づく行政改革の推進について  
(諮問)

第2次久喜市行政改革大綱に基づく行政改革の推進について、久喜市行政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。